

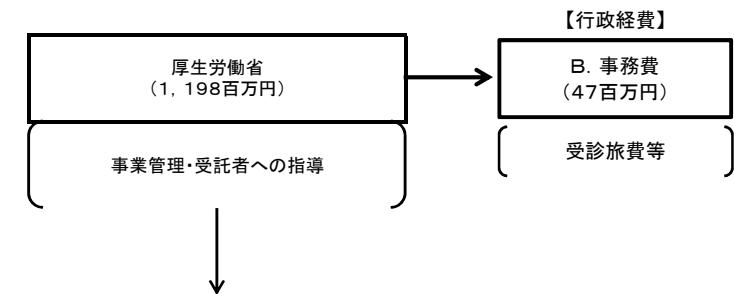
## 平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業		担当部局	労働基準局安全衛生部		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和47年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	III-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。						
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第67条		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を行っているものであり、健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させることにより、離職労働者の健康管理の確保に資するもの。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させ、離職労働者の健康管理の確保を行っている。									
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求				
	当初予算	961	1,110	1,199	1,192	1,400				
	補正予算									
	繰越し等									
	計	961	1,110	1,199	1,192	1,400				
	執行額	973	1,357	1,198						
執行率(%)	108	125	100							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)			
	(平成24年度まで) 健康管理手帳の目的は、離職労働者の健康管理に資するためであることから、その成果は数値評価になじまない。		成果実績		—	—				
			達成度	%	—	—	—			
	(平成25年度から) 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成24年度の実施率(53.7%)以上とする。		成果実績				53.7			
			達成度	%						
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
	(平成24年度まで) 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率(54.8%)以上とする。		活動実績 (当初見込み)		84.6	54.8	53.7			
			%		53.7	54.8				
	(平成25年度から) 健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。		活動実績 (当初見込み)	—			—			
単位当たりコスト	20,522(円／受診者一人あたり)		算出根拠	執行額 ÷ 延べ受診者数 = 1,151,000,000円 ÷ 56,086人 = 20,522円／人						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	社会復帰促進等旅費	43	61	1. 2ージクロロプロパンの追加による増						
	庁費	17	33							
	委託費	1,132	1,306							
	計	1,192	1,400							

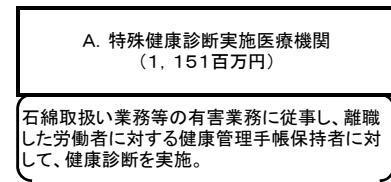
事業所管部局による点検													
	項目	評価	評価に関する説明										
国費 必要投入性 の 基準	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	有害業務に従事し、離職した者に対して健康管理を実施する本事業は、国民の要求が高く、国費を投入する必要がある。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第67条に、政府の責務として実施すると明記されていることから、国が実施すべき事業である。										
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	有害業務に従事し、離職した者に対する健康管理を実施するものであることから、優先度は高い。										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	健康管理手帳の健康診断を実施する医療機関においては、所定の検査を適切に行える設備と医師の確保が必要不可欠であることから、公募し、労働局にて審査の上決定する必要がある。										
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	事業者責任で有害業務に従事し、離職した労働者の健康管理を行う事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。										
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	一人当たりの受診料として妥当である。										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-										
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	健康診断の実施及びそれに伴う経費(受診者の旅費等)以外には支出されていない。										
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-										
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	-	-										
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は概ね見込みどおりである。										
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	健診結果は健康管理手帳所持者の健康管理に活用されている。										
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-											
	事業番号	類似事業名											
点検結果	健康管理手帳に基づく健康診断費用については、その所持者が漏れなく健康診断を受けられるようにすることが重要であると考える。一方、予算が十分活かされるためには、受診率の向上を目指すことが重要であると考えられる。今後も積極的な受診勧奨等が図られるよう、健康診断機関を指導し、受診率の向上に努める。 活動指標は概ね達成しており、健康管理手帳所持者の健康管理を確実に行うことが必要であることから、引き続き本事業を実施する。												
	<b>外部有識者の所見</b>												
点検対象外													
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>													
現状通り	石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。												
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>													
現状通り	-												
<b>備考</b>													
関連する過去のレビューシートの事業番号													
	平成22年	650-28	平成23年	0947	平成24年								
					0802								

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

### 特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業



### 【公募方式】



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かることに記載)	A. 神鋼会神鋼病院			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	健診費	石綿等健康診断実施費	54			
	計		54	計		0
B.			F.			
C.	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
D.			H.			
G.	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

**支出先上位10者リスト**

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神鋼会神鋼病院	健康診断実施費用	54	随意契約	
2	中部労災病院	健康診断実施費用	44	随意契約	
3	岡山労災病院	健康診断実施費用	41	随意契約	
4	川崎病院	健康診断実施費用	32	随意契約	
5	旭労災病院	健康診断実施費用	32	随意契約	
6	(独)国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター	健康診断実施費用	25	随意契約	
7	千葉労災病院	健康診断実施費用	24	随意契約	
8	神奈川県予防医学協会	健康診断実施費用	23	随意契約	
9	三菱重工業(株)長崎造船所病院	健康診断実施費用	22	随意契約	
10	北海道中央労災病院	健康診断実施費用	22	随意契約	